そうです。本当はもっと分厚いです。
警備の話とかもいろいろ載っているんですね。
はい。
このマニュアルは本当に最終的な確認を行ったというのがいつのことか覚えていますか。
最終確認というのは関係者間の。
協議とかがなされた。
そうですね。マニュアルについて開催の直前に運営マニュアルをもとに朝日広告社の方からタウンミーティング担当室のスタッフに対して説明がありまして，そこで最終確認をやります。
それは先ほどの日付の１１月２４日以降ということになるんですか。
そうですね，はい。
それは京都市は参加していないんですか。
参加してないです。
今回のタウンミーティングの問題に関して調査委員会の方のヒアリングを受けていますよね。
はい。
伊佐敷さんは何回受けましたか。
ヒアリング自体は１回です。
ヒアリング自体はというのは，ほかには何かあるんですか。
ヒアリングの後に個別に調査内容を，わからない点を確認するために後で問い合わせを受けたことはあります。
ヒアリングを受けたのは加納弁護士になるんですか。
そうです。
具体的にそのときのヒアリングの内容なんですけども，どういうことを聞かれたかというのは記憶されていますか。

当時の抽選の経緯ですとか，タウンミーティング京都の運営の状況ですとか，どういった理由で抽選を行ったのかとか，そういうことです。
きょう説明していただきましたけども，そのような内容のことを説明したということですか。
はい，そうです。
当時の記憶と今の記憶で思い違いがあったとか，ヒアリングと今でちょっと違う説明をしたという点はございますか。
特にないと思います。
原告ら代理人（池田）
あなたは平成１８年１２月，この裁判で今問題になっているＴＭ京都の件で処分を受けていますね。
はい。
処分の内容は何でしたか。
厳重注意です。
その理由は何でしたか。
タウンミーティング京都の運営に当たって，極めて不適切な行為に関与したためということです。
その厳重注意処分ですが，あなたはその処分に納得していますか。
不適切であったことは事実だと思います。
甲第１７号証の３を示す
この書面は被処分者の氏名の欄，何々殿と書いてあるところですが，これが黒塗りされていますけれども，これはあなたが受けた処分に間違いありませんね。
はい。
ここに，「貴殿は，内閣府大臣官房タウンミーティング担当室主査として在任中，平成１７年１１月に京都で開催された親子タウンミーティングに際し，

参加応募者の取扱いにおいて極めて不適切な措置に関与していたことが明らかとなった。」と書いてありますね。この「参加応募者の取扱いにおいて極めて不適切な措置」とは具体的にはどういうことを言っているんですか。

抽選の際に，作為的な行為を行ったことです。

そのような行為が公務員としての職務義務に違反しているということですね。

そこはちょっと判断できませんが。不適切だったことは事実です。

法令上不適切な措置であったから処分するという，法令上の根拠は何かわかりますか。

国家公務員法です。

国家公務員法のどういうことに反していると考えていますか。

どの部分かはわかりませんが。

国家公務員法だと２７条という条文があって，ここには「すべて国民は政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別されない」と書いてありますけど，あなたの認識はこれということでよろしいでしょうか。こういう内容の法律に違反したんだと。

もう一度条文を読んでいただいてよろしいですか。

すべて読み上げますと，国家公務員法２７条「すべて国民は，この法律の適用について，平等に取り扱われ，人種，信条，性別，社会的身分，門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて，差別されてはならない。」と規定されていますが，これではないですか。

２７条に基づく処分かどうかわからないですが。

今，こういうふうに処分されたということですけども，あなたは自分が今回したこと，このタウンミーティングについて，悪いことをしたという認識はおありですか。

不適切だったと思っています。

不適切だというのは悪くはないという意味ですか。

悪いことだと思います。

反省はしていますか。

はい。

あなたの陳述書を読ませていただきましたけども，余り反省しているようには見えない，そういうことなんですけども，具体的に自分が悪いことをしたのはどういうことが悪いことだったと認識していますか。

作為的な抽選によって本来参加できたであろう方々の参加の機会を奪ってしまったことになりますので，それは非常にそのことについては悪いことだったと思っておりますし，反省もしているところです。

作為的に抽選をしたそれだけですか。ほかに何か問題があったとは思いませんか。

作為的な抽選によって，参加の機会を奪ってしまったことです。

参加の機会を奪われたのは，もちろん今原告になっている４人のほか，結局落ちた方々なんですが，そこには子供も含まれていますね。そのことについてはどう考えていますか。

子供の参加の機会を奪ってしまったことについても，申しわけなかったと思っております。

甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

これは先ほど国の代理人の方からも示されたものと同じものですが，黒塗りになっている部分がありますので両方示してわかりやすくしますけども，このペーパーですけども，これはあなたが作成したものということでよろしいですか。

そうです。

これは１１月１４日のタウンミーティング担当室の定例会議で使用するために作成し，それに提出したということでしょうか。

そうです。

このペーパーを作成したのはいつですか。

その定例会議の直前に準備しました。

直前ということは１４日ということでしょうか。定例会議の日ですか。

そうですね，日ないしその前日ぐらいだったと思いますが。

まず，このペーパーを見ていただきますと，一番上の段ですね，ここには蒔田直子さんの名前があって，その次に「蒔田氏はこの市民会議の中心的メンバーであり，京都市教育相談総合相談センターでの開館１周年イベントにおいて，会場内でプラカードを掲げ，指名されなくても大声を発するなどした」と記載されていますが，この情報は先ほどのお話だと松浦さんから聞いたことに間違いないですね。

そうです。

それは１０月下旬ごろだったということも間違いないですね。

はい。

これは電話で聞かれたんでしたか。

電話です。

松浦さんは具体的にほぼこのとおりにしゃべったということですか。

そうです。

もう少し詳しい内容はありましたか。

そうですね，警察もこのイベントにおいて関与したということや，このイベントでもみ合いになったというようなことも聞いた記憶はあります。

松浦さんはこのような情報をあなたに伝えることについて，何のためにそういう情報を伝えるんだというふうに言っていましたか。

当日のタウンミーティングでの運営のためです。

運営するためにこの情報が必要というのはどういう意味ですか。

当日の運営において，警備ですとかイベントの進行において留意すべきこととして伝えてもらいました。

留意してほしいというのは，この段階では具体的にどうこうしてくれという話はなかったんですか。

１０月下旬では，特にどうこうしてくれということはなかったです。

松浦さんはこれを電話で伝えたということですけど，これを伝えるためだけに電話をしてきたんですか。

ちょっと記憶がないです。ほかの話と一緒だったかもしれないです。

甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

「心の教育はいらない！市民会議」についてですけども，「『京都市道徳教育振興市民会議』の謝金に関する住民監査請求を実施。」と記載されていますが，この情報をここに記載した目的は何ですか。

住民監査請求を実施ということについて松浦さんから聞いていたので，それを記載しています。

「今回のタウンミーティングでも，蒔田氏が来場した場合，河合長官に対する強い抗議行動を実施するものと思われる。」と，このように考えた根拠は何ですか。

これは松浦さんもそういうことを言っておりましたし，かつて河合長官の出たイベントで強い抗議行動があったことを考えれば，今回も同様のことが起こるだろうということは私の方でもそのように思いました。

先ほどの国の代理人からの質問であなたは，蒔田さんがプラカードを掲げたり，あるいは大声を出した本人であると，少なくとも松浦さんの話からそういうふうにあなたは認識されたというふうにおっしゃいましたね。

はい。

それがこのように考えた根拠だということでしょうか。

はい，そうです。

それから，蒔田さんについて，このペーパーですけど，「京都市教育委員会や内閣府に対し，タウンミーティングの運営や経費等について，後日，情報公開請求等を行って批判してくる可能性もある」と記載されていますね。これを記載した目的は何ですか。

これは松浦氏の所見としてこういうことを言っていたんですが，それをそのまま記載してあります。

これを言ったのは，松浦さんが言ったんですか。

そうです。

松浦さんが言った言葉を，あなたはここに全部記載したわけではないですよね。

要点になったかとは思うんですが，基本的には言ったことないし当時知り得ていたことについてはその全体的に記載していたと考えていますが。

念のために確認しておきますけども，市民が情報公開請求を行うことは悪いことですか。

いや，悪いことではないです。

何か問題はありますか。

特にないですが。

その情報公開の結果，何らかの問題が発見されたと。それについて市民が批判する，これは何か問題はありますか。

問題はないです。

それにもかかわらず，このような情報を記載したのは何でなんでしょう。

当時，松浦さんの聞き取りですとか，インターネット上などで得られた情報については，基本的に全部そこに書いて報告しましたので。

甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

このペーパーで朴さんについてのところなんですけども，２枚そろえても黒塗り部分が出てこない，朴さんのところですね，何々の元夫とされると書いてあるこの黒塗り部分が明らかにならないんですが，これは蒔田さん，あるいは蒔田直子氏などと書かれているということで間違いないですか。

そうです。

元夫ということをわざわざ報告した，あるいはこのペーパーに記載した目的は何ですか。

それも，その当時知り得ていた情報を経歴というかプロフィールとして書いたためです。

ここには朴さんについて，「在日本大韓民国民団の支団長」と記載されていますね。この情報を記載した目的，これは一緒ですか。

はい，一緒です。

これも松浦さんから聞いたんですか。

そうです。

そのときに，朴さんについてほかに聞いたことはありますか。

ないです。

この元夫だとか，あるいは大韓民国民団の支団長というのを伝える目的について，松浦さんは何か言っていましたか。

記憶にないです。

あなたの認識の中で，元夫というのは何か問題がありますか。

特に，それはわからないですが。

民団の支団長，これは何か問題はありますか。

特に問題はないです。

甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

この一番上，「ＴＭ京都の応募者について」と書いてある横に「（取扱注意）」と書いてありますね。二重線のアンダーラインをわざわざ目立つよう

に書いてありますね。これもあなたがつけたんですね。

　　そうです。

あなたは先ほどから，その段階でインターネットとか簡単に知ることのできた情報をそのまま記載しただけだと，あるいは松浦さんから得た情報をそのまま記載しただけだというお話ですけど，わざわざ取り扱い注意としたのはなぜですか。

　　当時どういう感覚で書いたかは思い出せないです。

取り扱いを注意しなきゃいかんのは，どういうことに注意してくれということでしょうか。

　　・・・思い出せないですね。

取り扱いに注意しなきゃいかんということは，ほかの人の目に触れるとまずいなということだろうと思うんですけども，だれからこの情報を守ろうとしたんですか。

　　・・・思い出せないですね。

おそらくこうだろうと思うので，そうかどうかだけ答えてくれればいいですけども，このペーパーに書かれていることについて，会議で報告したこと，あるいはこういう情報を収集したことが明らかになれば大変なことになると。だから，取り扱いに注意してくださいねという趣旨で書かれたんじゃないですか。「はい」か「いいえ」だけで結構ですよ。

　　・・・・・。

お答えが出ないようなので次に行きますけれども，この定例会議は参事官だった田辺さんの陳述書によりますと，この会議では蒔田さんが野次などの不規則発言よりも激しい妨害行為を行う可能性が高いとＴＭ担当室として判断したというふうになっていますが，そのような判断がなされたというご記憶でよろしいですか。

　　はい，そうです。

野次などの不規則発言よりも激しい妨害行為，これは具体的にどういうことを言っているんでしょうか。

　　プラカードを掲げるですとか，会場でもみ合いになるとか，そういうことを想定していました。

それもすべて結局は松浦さんから得た情報をもとにそういう判断がなされたということでよろしいですか。

　　そうです。

先ほどのペーパーですけど，最後に「『複合姓』が自然だね」という本をインターネットで調べたということになってますけども，これは間違いありませんか。

　　そうです。

現実にはこういう本は出版されてはいないんですが，とにもかくにもあなたはインターネットなどを駆使して蒔田さんや朴さんの情報を収集したというのは間違いないですね。

　　当時，共著があるという話は聞いたんですが，具体的な書名はわからなかったので，どういう本なのかなということで検索したところ，当時はそういうタイトルの本が検索されたので，それを記載しています。具体的な本のタイトルがわからなかったので，蒔田さんと朴さんの共著としてインターネットで検索したところ，そのタイトルの本が検索されたので，それを記載しています。

京都市とのやりとりについて聞いていきますが，まず平成１７年１０月５日に松浦さんに応募者リストを送付したと。これを送付したのは，先ほど国代理人からの質問で松浦さんからの要請があったからだと。

　　そうです。

これはその応募者のかつてイベントで大声を出したり進行妨害をした人間がいるかどうかをチェックするためだというのは間違いないですね。そのよう

な者をチェックするためにリストを送ってくれと言われたわけですね。

そうです。

松浦さんはそんなふうな要請をした覚えはないとおっしゃっていますけど，そのことについてどう思いますか。

覚えがないというのは事実ではないと。事実に反していると思います。

それから，先ほどの話だと１０月の下旬ごろに，市民会議のメンバーで，かつて警察ざたというのかな，そういう騒ぎになった本人が蒔田さんで，朴さんは蒔田さんの元夫だというふうに聞かれたわけですよね。この段階で蒔田さんと朴さんを参加させない方向でお願いしますというようなことは言われませんでしたか。

この段階では言われてないです。

先ほどのお話だと，１１月上旬にそういう具体的な要請があったということなんですが，上旬というのは１０日までの間ぐらいと考えてよろしいですか。

はい，そうですね。

もう一度，松浦さんから言われた具体的な要請の言葉というのを思い出してほしいんですが，具体的に何と言われましたか。

もし仮に応募者が多くて抽選になった場合には，蒔田さんと朴さんについては落選としていただきたいという要請を松浦さんから受けました。

そういう回りくどい言い方だけども，子供じゃないんだから，そこの意味するところは抽選ということにして落選させてくださいよという意味だということはわかりましたね。

ただ，抽選というのは応募者が多くないと抽選にはならないですから。

この段階で一次募集者が何人ぐらいいるか把握されていましたね。

はい。

何人ぐらいだったというご記憶ですか。

正確には表を見る必要があるんですが，大ざっぱに言って１００人ぐらいだったと思いますが。

１４０何人なんですけど，最終的に，あなたは歩どまり率ですか，それも計算して１５０人ぐらいをやれば１００人ぐらいになるだろうというような計算だったわけですよね。

はい。

この段階では１４０何人いたということはお教えしておきますけれども，それでは抽選にならなかったら朴さんと蒔田さんについてどうしようと考えていましたか。

・・・今の段階ではわからないですね。実際のことではないので。

親子タウンミーティングですが，この京都の件も含めて２００５年８月にはもともと４件予定されていましたね。

はい。

具体的にはこの京都，それから秩父，仙台，東京ということで，秩父以外はすべて延期されたと。

はい。

秩父が延期されなかったのはなぜですか。

内閣改造になる前に，既に大臣の出席される日程についても決まっていて，確実に内閣改造前にできる見通しが立っていたからだったと思いますが。

ちなみに延期された仙台と東京ですけども，これについて追加募集しましたか。

正確に把握していないんですが，したと思いますが。

その中で，一次募集者が参加できなかったという事態は発生しましたか。

ちょっと覚えていないですが。

それから，先ほど，最終的に松浦さんから送り返されてきたリストの中に，

「当選」，「一応当選に」，「教委ダミー」とつけられたものがありましたね。この言葉は松浦さんがつけたということで間違いないですか。

はい，そうです。

「教委ダミー」という言葉も松浦さんから出た言葉ということでいいんですね。

はい。

松浦さんは「教委ダミー」なんて使ったかどうかよく覚えていないというお話なんだけども，あなたとしてはこれは間違いなく松浦さんから出た言葉と記憶しているということでよろしいですか。

そうです。

いずれにしても「教委ダミー」というのは参加証を送る必要がないんだという説明だったというお話ですけども，もうこの段階では予定人数を超えていますよね。

はい。

だったら，わざわざそんなのを追加して送ってくる必要はないですよというようなことは松浦さんにはあなたは言いませんでしたか。

そうは言ってないです。

抽選を操作して蒔田さんと朴さんを落選させるわけですが，それを伝えたときの松浦さん，あるいは松浦さん以外の京都市教委の関係者でもいいですが，どういう反応をしたか，そのとき，あるいはその後でもいいですが，何かご記憶はありませんか。

ちょっと覚えていないです。

わざわざあなたは，少なくとも松浦さんに落選させましたよということを落選決定後すぐに伝えていますね。それはなぜですか。

抽選の結果について松浦さんから要請を受けていたということと，京都市と共催関係にあったので，その結果について早く連絡をしたということです。

要請を受けていたというのは，何についての要請を受けていたということですか。

蒔田さんと朴さんについて，応募が多かった場合に落選にしてほしいということです。

原告ら代理人（小野）

乙Ａ第１７号証を示す

これは「タウンミーティングの抽選に関するお詫び」という文書になっていますね。

はい。

これは内閣のタウンミーティング室の谷口さん，それからもう一人は高井さんの名前が出てますが，この文書そのものの起案にあなたは関係していますか。

していません。

これには関係していないの。

はい。

発送前に見てはいらっしゃらないの。

はい。

この中で質問を２点したいんですが，先ほど不適切な処理とおっしゃったのは，作為的な抽選によって抽選ということをやってしまったと，こういう不適切な処理ということですよね。

はい。

それで，その前提としての情報が，「本当に会場が混乱が生じる可能性が高いか否かについて，事実関係などを十分に確認の上検討し」と書いてありますよね。

はい。

そうすると，今は松浦さんの情報だけをそのまま採用して，それが本当に事実かどうかを十分確認しなかったということがこの文章には含まれているんですか。

そうですね，はい。

本当に市民会議のプラカードを持ってあらわれたのかとか，その市民会議の人が，あるいは蒔田さんが不規則発言をしたというのか，こういう激しい抗議活動をしたというのか，事実関係は結果的に間違っていたんじゃないですか。そこの調査は当時しなかったの。事後的には間違っていたということは今おわかりになっていませんか。

当時，この事実関係について確かに松浦さんからの情報のみに基づいていて，それ以外の確認行為を当時やっていなかったというのは確かにありました。

結果的にそういう事実はあったのかないのかという検証はなさいましたか。

結果的には，現時点でもそれは私としてはどちらが正しいのかはわからないですが。

現時点でもそれはおわかりになっていない，調べてないということですね。

はい。

この裁判になって，そういう事実はないということを私どもの立場では認識していますけれど，そのことは確認ができていない，本当なのか。

私は本当かどうかはわからないです。

それから，もう一つこの文書の中で，こういう作為的な抽選をしたことはタウンミーティングの趣旨からして決して認められるべきではないということを言ってましたね。これは内閣府の立場で。タウンミーティングの趣旨にどういう点で反するというのか，そこをもう少しかみ砕いてご説明いただけませんか。作為的にこのお二方を外しちゃったことは，タウンミーティングの趣旨に反する行為だということを言い切ってますよね。

内閣と国民との対話というのが趣旨です。

直接対話という場面，こうやって２人を既得権排除しちゃったことはどういう意味で趣旨に反したことになるのかという，もう少し言葉を添えて説明いただけないだろうかと。

その対話について，参加する機会をなくしてしまったことです。

すると，広く国民がだれでも抽選という作業でフェアに行ける機会を奪っちゃったということは，直接対話の機会を意図して奪ったという感じでいいんですかね。

まあ，そうですね。

それから，これはお詫びということですから，５，７，９という番号の人たち，７は別として，５と９の人に対しては意図的な操作があり，そういう人たちには全部お詫び状を出そうということでこういう文書をつくったと。

そういうふうに聞いてます。

そうすると，不適切な処理というのは，内部処理だけじゃなくて，具体的に迷惑をかけた人がいるということは内閣府も理解しているということでいいですか。

はい，そうです。

原告（朴）

私は朴洪奎です。あなたの文書で貴重な機会を奪われたと。タウンミーティングに参加する機会を奪われた朴洪奎です。二，三どうしてもお尋ねしたいので，質問させていただきます。まず，私は娘が日本国籍で私自身は在日韓国人２世です。韓国国籍です。そのような私が，直接内閣に話しかける場であるタウンミーティングに参加することができると考えておられましたか。

はい。

もう少し広げて，在日外国人も当然タウンミーティングに参加資格があって，発言資格もあると考えていましたか。

はい，そう考えています。

それでは，私を落選させるのに使った元夫とか在日本大韓民国民団支団長と記載されましたが，知り得た情報だから単に記載したというふうに私は理解したんですけれども，とても信じられずに，落とす理由として記載したというふうに理解したんですが，なぜこれを記載する理由があったんですか。

それは落とす理由ということではなくて，知り得たことなので，そのままそれを書いたんです。

その事実関係は一切あなた自身が調査もせず，私は元夫でもありませんし，現在も夫ですし，在日本大韓民国民団の会員にもなったこともないんですが，なぜそんな全く虚偽のことを書く必要があったんですか。知り得た情報ってまだたくさんあったと思うんです。

当時は朴さんについては，松浦さんから聞いたその情報のみが唯一知り得ていた情報だったんです。

それだけの理由でこんな貴重な機会であるタウンミーティングの参加を，参加する資格もあり，発言資格もある人間を落とすというのは，あなた自身が行ったわけですが，信じられないといいますか，今どう考えておられるんですか。これは聞いてはいけないのかもわかりませんけど。

まず，作為的な抽選で朴さんの参加の機会を奪ってしまったということで，やはり当時の担当者として大変申しわけなかったというふうに思っております。あとは，当時の認識としては，市民会議，これは事実なのかどうかはわからないんですが，市民会議の関係者であり，抗議活動を起こす人物の一員ないしその関係者であったというような認識がこちらにあったと。それによってこういう結果になったと。

原告（蒔田）

もう一度確かめたいんですけども，私自身が過去のイベントにおいて暴力行為を行ったり，教育委員会の方ともみ合ったり，警察ざたになったということ

とは，松浦さんがそういうことをおっしゃったんですか。

そうです。

それをそのまま鵜呑みにされたというか，信じられたということですね。

それを信用したということです。はい。

先ほど，伊佐敷さんは不適切な，作為的な抽選によって参加の機会を奪われたことについて不適切だったというふうにおっしゃいましたけれども，私は事実でないことや，まだ起こっていないことについて，名指しされ，私や私の家族のプライバシーについて本人たちがあずかり知らぬところで内閣や公務員の方たちや，私たちが全く知らないところでやりとりをしたり会議にこういうふうに情報が流れているということに対して，とても驚きと怒りを感じています。そのことが不適切であったというふうには思われないんでしょうか。

今回の抽選については，不適切だったというふうに思ってますし，当時の担当者としては本当にそれは反省しております。

プライベートな個人の情報をやりとりすることについてはいかがでしょうか。

・・・当時，京都市と内閣府はタウンミーティングにおいて共催という関係にありましたので，情報を共有するということ自体は共催関係としてはそういうことを行うことであったというふうに思っていますが。

被告京都市代理人（南部）

先ほどのあなたのお話を聞いていますと，松浦さんから受けた情報の内容として，一つは蒔田さんが団体のメンバーの一員であるということ，それから市民会議の中心的人物であるという情報を得たということですね。

そうです。

それ以外にはどんな情報を得ておられたんですか。

その河合長官の出席したイベントにおいて，激しい抗議活動が行われ

て，さらに警察も関与するような事態になったということを聞いています。

その抗議活動というのは，市民会議が行った抗議活動ということですか。

そういうふうに聞いてました。

それから，警察が関与したというのも，それは抗議活動があったことについて市民会議に対して警察が関与したということですね。

抗議活動に対して警察も関与したということで，だれに対してどういうふうに関与したかというところははっきりは。どういうふうに聞いたかは覚えていませんが。

それから，もみ合いがあったというふうなこともお聞きになったんですか。

そうです。

甲第４号証の３，甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

この中には，警察が関与したとか，もみ合いがあったということは書かれていませんよね。それはどうしてなんですか。

覚えていないですが。

要するに，松浦さんから得た情報をそのまま書いたわけではないということではないんですか。

どの段階で聞いたことを紙に落としたかというのは，今となってははっきり覚えていないです。８月の段階にもある程度そういう抗議活動の内容等も聞いてましたから。

先ほど，京都市道徳教育振興市民会議についてはインターネットで調べたと聞いたんですけど，それはそのとおりなんですか。

具体的な名前はインターネットで調べました。

どういうふうな言葉で検索してこういう振興市民会議のことをお知りになったんですか。覚えておられたらでいいんですけれども。

ちょっと覚えてないです。

あなたの陳述書の中で，市民会議のメンバーが抗議行動をしておったために，大臣車が取り囲まれたというふうに書いてあるんですけれども，具体的にはどういうふうなことがされたんですか。

タウンミーティングが終わりまして，大臣車が出発する際に出口のところでたしか信号待ちになったと思うんですけど，その際に市民会議の人たちが大臣車の周りに群がって抗議をするというようなことが起こっていました。

ハンドマイクでの抗議行動もあったということですか。

はい，そうですね。

どんなことがハンドマイクで言われておったんですか。

・・・今ははっきり覚えていないですが。

大臣車がしばらくは動けなかったということもあったんですか。

そうですね。それでちょっと発車できなかったという状態でした。

それから，担当者として警備上の危険を感じたと書いていただいているんですけど，警備が不十分だったというふうにお感じだということですか。

警備が不十分ということよりは，むしろ大臣にそういう危害が及ぶ恐れがあるということを書いたんです。

その抗議行動によって大臣に危害が及ぶということをその当時お感じになったと。

はい。

それから，２２日のお昼ごろに抽選を行われたということなんですか。

はい。

抽選の事前に，抽選の方法なんかを松浦に教えたということはないんですね。

ないです。

それから，松浦から応募者リストを送ってくれという要請があったのが１０月５日であるというふうにお書きになっておるんですけれども，１０月５日

という日は何かの資料でおわかりになったんですか。

そうですね，はい。

どんな資料があるんですか。

送った際のメールが残ってますので，その日付です。

１０月５日の電話を受けた当日にメールをお送りになったということですか。

そうですね，はい。

必ずしも電話を受けたというふうな日ではないんですよね。もし後日に送ったとすれば。

おそらく当日に送ったと思いますが。

そうすると，そういう記憶に基づいてですか。

そうですね。

送ったリストそのものは残ってないんですか。

・・・内閣府の事務局の方で今どうなっているかははっきりはわからないですが。

メール自体は残っているけれども，添付したファイルが残っているかどうかはわからないということになるんですか。

メールと添付ファイルが今どうなっているかは私の方ではわからないです。

それから，いろんなリストに，例えば高倉小学校と書いて括弧して生け花と書いてあるところがあるんですけれども，そういう付記は朝日広告社がしたわけですか。

タウンミーティング事務局のクラフトワンという会社です。

朝日広告社とは別ですか。

そうです。

付記というのはどんな資料に基づいてされたかということはわかりますか。

ある応募者が高倉小学校の関係者であるとか，生け花関係者であるということをどうしてクラフトワンがわかったのかということはわかりますか。

よくわかりません。

開智童心太鼓であるとか，要するにイベントの参加者ですよね，この人たちが必ず会場に残れるというふうなことは，松浦さんにはもちろんお伝えになったことはあるんでしょうね。

そうですね，はい。

それは抽選の前にお伝えになったんですか，抽選後にお伝えになったんですか。

抽選の前からそういう認識は両方にありました。

認識ぐらいはあったの。認識自身はあったから。

はい。両方に渡すものもありましたし，松浦さんにもまた。

そうすると，特に抽選後に伝えたとかそういうことはないわけですね。

そういうことではないです。

抽選のときには，応募者リストの中に例えば開智童心太鼓に参加する人というのもわかっておったわけですよね。

はい，そうです。

どうも読ませていただくと，その人も含めて抽選の対象にしたということですか。

はい，そうです。

あらかじめイベント参加者は抽選の対象にせずに，抽選の対象にすべき人だけを抽選をしたわけじゃないということですよね。

抽選には含めてました。はい，そうです。

よくわからんのやけれども，どうしてイベント参加者を抽選の対象から外して参加者に決めておいて，残りの人だけを抽選しなかったのかということはどういう理由があるんですか。

はっきり覚えてないです。

乙Ａ第１０号証を示す

ここの１枚目に「以下の番号の方については当日来場されません」と。それから，その内容として１２から１６，６１から７３と書いてますよね。

はい。

例えば次のページを見てみると，１２の人であるとか，１３の人，１４の人，この人らが当選者リストになっているわけですよね。

はい。

６１から７３の人については来場されませんということですよね。

そうですね。

そうすると，６１から７３ということになると，これは非常にわかりにくいんだけれども，当選者リストの中に６１，６２，６３とか書いてありますよね。

はい。

この人たちは来場されないことになっているんじゃないですか。

これはちょっとコピーで字がつぶれているんですけど，１０６１，１０６２で，６０というのはもっと下の方にあります。

もっと下の方には，よくわからんけども６１とかいうのが。下の方にはなかろうということですね。

当選者リストにはないです。

ないはずやと。コピーが悪いだけやということですね。

はい，切れているということです。

あなたのご証言では，教育委員会，「教委ダミー」と書かれたリストが送ってきたというのは，１１月２２日の夕方ごろということですよね。

はい。

そのときには既に実質上抽選は終わっておったということになるわけですよね。お昼ごろに抽選を決めてしまっておったから。

抽選の方針を決めていました。

そこで抽選番号というのか，落選番号は５，７，９に決めておったと。

そうです。

そうすると，「教委ダミー」が送ってきたのが抽選とすることを作出するためというわけじゃないんですよね。

そういうことではないです。

被告国指定代理人（川端）

先ほどから蒔田さん，朴さんについての情報は松浦さんからだけだという話でしたけども，市民会議のホームページの方は確認されているんですよね。

ホームページで活動内容は見ています。

この河合長官のかつてのイベントで抗議行動があったという松浦さんの情報に対応する内容は，市民会議のホームページにも公表されていたのではないですか。

あったと思います。

そうすると，そういう出来事があったというのはホームページの方でも確認していたけども，要はその中心人物が蒔田さんかどうか，そこの部分はホームページの方には出てないはずですよね。

そうですね。

それは松浦さんからの情報ということでよろしいんですか。

そうです，はい。

それから，朴さんなんですけども，伊佐敷さんの認識としては，市民会議の関係者という認識ですか。

当時はそういう認識だったと思います。

その関係者という言葉で証言されたと思うんですけども，蒔田さんの元夫か夫かそういう親族的なつながりの関係者という意味で理解されていたのか，市民会議の関係者として理解されていたのか，その点はどうなんですか。

市民会議の関係者として理解していたと思います。

原告（松田）

主尋問の最初の方で８月上旬の時点で，延期される前に行う場合に共催になることが８月上旬と言われたんですかね，７月と言われたんですかね，決まっていたというふうにおっしゃったと思うんですけど，それを確認したいんですが。最初に延期される前の当初のタウンミーティングで京都市が要するに主催団体に入ると。共催団体になるということが決まっていたんだけれども，手続が後回しになっただけなんだということを主尋問の最初の方で証言されたと思うんですよ。

はい。

それは８月上旬と言われたんですか。

８月の上旬の段階で共催にしたいという希望は京都市から出ていました。

それで，結局は延期になって１１月７日に共催手続は終わったんだけれども，当然それは京都市の方との共催になるんだということは前提的なこととしてお互いに暗黙の了解で話は進んでいたんだというふうに考えてよろしいわけですね。

そうですね，はい。そういうことです。

それで，ずっと抽選抽選ということを言われているんだけど，抽選というのはどういうふうにやるんですか。だれが立ち会って，だれがつくって，どのような道具を使うのか。

タウンミーティング京都の場合は，１１月２２日の昼の時点で末尾が５と７と９の応募者について落選とするという方針が決まりましたので，その方針に従って参加者の表の中から５と７と９の人を落としていきました。

あみだくじでですか。どういうやり方をするのかということを私は聞きたいんですけど。それが全然わからないんですよ。抽選抽選と言われるけど，どういう抽選をするんだと。

５と９については作為的に数字が今回は選ばれまして，７についてはランダムに頭の中に思い浮かんだ数字を選びました。

例えば，具体的にどういう道具を使ってやるんですか。

裁判長

数字で該当者を外したのであって，別にそれ以外にくじをやったりそういうことはしてないですよね。

道具は特に使っていないですが。

原告（松田）

ずっと一連の経過のお話があったんですけど，例えば朴さんと蒔田さんの情報のやりとりにしても，松浦さんとのやりとりにしてもそうですけど，また会議の中で不正な抽選をするということに対しても，上司も含めて特に悪いというような話もなかったということなんですが，今回のこのタウンミーティングの事案に関しては，タウンミーティング全体のやらせの問題がいろいろと問題になり，結局それによって再調査を行うという形でひっかかって，たまたま公になったからこういうものが今問題になっているんだと私は思うわけですよね。ということは，通常は一連のそのようなやりとりというのは絶対に公表されないんだという認識のもとで常に行っていたということなんでしょうかね。それが聞きたいんですが。決してあなたたちが行っていたやりとりとか会議の内容というのは普通は市民にはわからない，公表されることはないんだという認識が常にあって，そういう形でずっとやっていたということなんでしょうか。

・・・通常は公表されないという考えでやっていたと思いますが。

原告ら代理人（池田）

朴さんに本人確認の電話と，あなたは落選しましたという電話がこのＴＭの

当日より前にあったんですけど，これは内閣府から行った電話ですか。

内閣府からではないです。

あなたもしていないし，内閣府もしていないと。

はい。

裁判官（森里）

乙Ａ第９号証を示す

１枚目のところで，朱雀第三小学校２６名とか記載されていますよね。わかりますか。

はい。

この別枠という記載があるんですけれども，これは参加申込者２７７人とは別にという意味で理解したらいいんですよね。含まれていないということでよろしいですか。

はい，そうです。

松浦さんからこの人たちを応募者とは別枠に席を確保してくれと言われたのは，このメールがあった日ですか，それよりも前から話が出ていましたか。

前から話は出ていました。

それはいつか覚えていますか。

はっきり覚えていないです。

今回，最終的に抽選を決めた平成１７年１１月２２日の午後８時４１分ごろまでの時点で，一般申込者の中からキャンセルが２名出たという理解でよろしいですか。

そこははっきりわからないんですが。

国の答弁書等には２名出たというふうな記載がありまして，その根拠について伺いたいんですけれども，それは伊佐敷さんの認識ではそういうキャンセルはわからなかったんですか。

はい，そうですね。

以　上